（地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件の一部改正）

第一条　地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件（平成二十五年国土交通省告示第千四十六号）の一部を次のように改正する。

第一第一項第三号イの表中

(一)	C＞Σγ・Hの場合	B≦Σγ・H＋20
(二)	C≦Σγ・Hの場合	B≦2Σγ・H－C＋20

を

(一)	ΣγH－C≦0の場合	B≦ΣγH＋20
(二)	0＜ΣγH－C≦20の場合	B≦ΣγH＋20
(三)	20＜ΣγH－Cの場合	B≦2ΣγH－C

に改め、「(二)項」の下に「及び(三)項」を加え、「実験」を「トラス等強度検証法（第三に規定するトラス等強度検証法をいう。）」に改め、同号ロの表中

(一)	C＋D＞Σγ・Hの場合	B≦Σγ・H＋D＋20
(二)	C＋D≦Σγ・Hの場合	B≦2Σγ・H－C＋20

を

(一)	ΣγH－C－D≦0の場合	B≦ΣγH＋D＋20
(二)	0＜ΣγH－C－D≦20の場合	B≦ΣγH＋D＋20
(三)	20＜ΣγH－C－Dの場合	B≦2ΣγH－C

に改め、「(二)項」の下に「及び(三)項」を加え、「実験」を「トラス等強度検証法」に改め、同項第五号中「及び第二第四号」を「、第二第四号及び第三」に改め、同項第六号中「(二)項」の下に「及び(三)項」を加える。

第二第四号ハ(1)の表中

(一)	C＞Σγ・Hの場合	B≦Σγ$_k$・H$_k$＋20
(二)	C≦Σγ・Hの場合	B≦Σγ$_k$・H$_k$＋Σγ・H－C＋20

を

(一)	ΣγH－C≦0の場合	B≦Σγ$_k$H$_k$＋20
(二)	0＜ΣγH－C≦20の場合	B≦Σγ$_k$H$_k$＋20
(三)	20＜ΣγH－Cの場合	B≦Σγ$_k$H$_k$＋ΣγH－C

に改め、「(二)項」の下に「及び(三)項」を加え、「実験」を「トラス等強度検証法」に改め、同号ハ(2)の表中

(一)	C＋D＞Σγ・Hの場合	上端側	B≦Σγ$_{k1}$・H$_{k1}$＋C＋20
		下端側	B≦Σγ$_{k2}$・H$_{k2}$＋D＋20
(二)	C＋D≦Σγ・Hの場合	上端側	B≦Σγ$_{k1}$・H$_{k1}$＋Σγ・H－D＋20
		下端側	B≦Σγ$_{k2}$・H$_{k2}$＋Σγ・H－C＋20

を

(一)	ΣγH－C－Dが0以下の場合	上端側	B≦Σγ$_{k1}$・H$_{k1}$＋C＋20
		下端側	B≦Σγ$_{k2}$・H$_{k2}$＋D＋20
(二)	0＜ΣγH－C－Dが20以下の場合	上端側	B≦Σγ$_{k1}$・H$_{k1}$＋C＋20
		下端側	B≦Σγ$_{k2}$・H$_{k2}$＋D＋20
(三)	20＜ΣγH－C－Dの場合	上端側	B≦Σγ$_{k1}$・H$_{k1}$＋ΣγH－D
		下端側	B≦Σγ$_{k2}$・H$_{k2}$＋ΣγH－C

に改め、「(二)項」の下に「及び(三)項」を加える。

第三　トラス等強度検証法は、衝突後のトラス等（次の各号に掲げる構造の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものに限る。以下この号において同じ。）の残存応力度を次の表に掲げる式によって計算し、当該残存応力度がトラス等の常時の応力度（令第百二十九条の十二第二項において読み替えて準用する令第百二十九条の四第二項第二号の規定によって計算した数値をいう。）を超えることを確かめることとする。

一　トラス　トラスに用いる鋼材は、日本工業規格G三一〇一に規定するＳＳ四〇〇に適合する鋼材又はこれと同等以上の強度を有するもの（上弦材及び下弦材に用いる鋼材にあっては、山形鋼で、かつ、有効細長比が百以下であるものに限る。）とすること。

二　はり　はりに用いる鋼材は、日本工業規格G三一〇一に規定するＳＳ四〇〇に適合する鋼材又はこれと同等以上の強度を有するもの（構造上主要な部分に用いる鋼材にあっては、Ｈ型鋼で、かつ、有効細長比が百以下であるものに限る。）とすること。

構造の種別	残存応力度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）
トラス	$\frac{420-(\Sigma\gamma H-C)}{1980}$Fd
はり	$\frac{420-(\Sigma\gamma H-C)}{1320}$Fd

この表において、C、γ、H、及びFdは、それぞれ次の数値を表すものとする。

C　エスカレーターの端部の隙間の合計（単位　ミリメートル）

γ　エスカレーターの上端と下端の間の各階の設計用層間変形角

H　エスカレーターの上端と下端の間の各階の揚程（単位　ミリメートル）

Fd　材料の破壊強度（単位　一平方ミリメートルにつきニュートン）

2　前項のトラス等強度検証法を行うに当たっては、衝突により建築物のはり等に次の表に掲げる式によって計算した反力が作用する場合において、当該はり等にエスカレーターが脱落するおそれがある変形及び損傷が生じないことを確かめることとする。